

一般会計当初予算の修正案を提出

委員会の最終日、14名の委員から連名で一般会計当初予算に対する修正案が提出されました。

修正内容は、認可保育所の保育料第2子無料化事業を継続するために市が一般財源で措置した5,185万円を、保護者が負担すべき保育料とするものです。

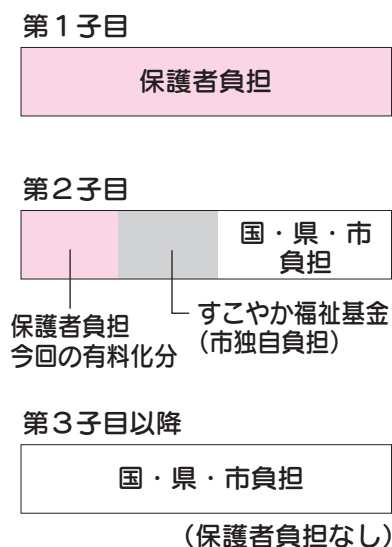
討論では、この修正案に対し、多くの賛成意見、反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で可決され、その後の本会議でも賛成多数で可決されました。

◇解説◇

保育所に要する費用は、保護者が負担する保育料のほかに、国・県・市が負担してまかなわれています。保育料は、入所するお子さんの年齢、属する世帯の課税状況により決まります。

国の基準で、第2子の保育料は基準額の2分の1となっていますが、大村市では平成9年度より認可保育所の第2子保育料を無料化していました。現在、対象となる第2子は約600人、費用は年間約1億円に上ります。

市では、その費用を「一般財源」と「すこやか福祉基金」でまかなっていましたが、今回、議会が「一般財源」の部分の予算を認めず修正可決しましたので、認可保育所の第2子保育料は有料（基準額の4分の1）となります。

※保育料負担割合イメージ**修正理由**

保育料の第2子無料化については、本市が平成9年度から全国に先駆けて取り組んできた事業である。

しかしながら、すでに平成15年の第1次財政健全化計画から見直しの方針が出されており、平成20年の第3次財政健全化計画では、平成20年度から22年度までは徴収基準額の4分の1を保護者から徴収し、平成23年度からは無料化を廃止する方針を打ち出している。

平成21年度については特別交付税の増額という特殊事情があり無料化復活となったが、平成20年度は財政健全化計画のとおり保護者負担を実行している。

今回提出された当初予算案の保育料第2子無料化事業については、すこやか福祉基金の取り崩しと一般会計の歳入を財源としているが、決して一般会計に余裕があるということではなく、財政調整基金の取り崩しで補うというものである。

この財政調整基金については、平成21年度末で約12億円の残額が平成22年度末には半分の6億円、すこやか福祉基金については、平成21年度末で約1億8,000万円の残額が平成22年度末には約7,000万円、平成23年度には完全に枯渇してしまう見込みであり、この基金の枯渇に対する対策についての計画も未だに立てられていない。

また、本市においては、福祉医療費の減額をはじめ、施設使用料の値上げや各種補助金の削減など、全市一丸となって財政健全化に取り組んでおり、保育料第2子無料化の継続は、基金の枯渇に対する不安や、すでに多くの市民に与えている負担増との整合性に欠けるものである。

関係保護者の皆様の思いを考えると、できるものならば無料化を継続したいとの思いは山々だが、市政の一翼を担う議員としての責任ある判断としては、財政健全化計画に逆行する予算案は認められない。

賛成討論

- ☐ 認可保育所を利用する世帯の負担軽減だけに特化することは、行政の公平性に欠ける。すべての子どもの子育て支援を実現していくべきだ。
- ☐ 保育料の滞納額は約8,000万円に達しており、無料化は受益者負担の意識の低下につながっている。
- ☐ 市民や議会に対し、なぜ財政健全化計画に逆行して無料化を継続するのか、具体的な説明がない。

反対討論

- ☐ 全国に先駆けて取り組んだ少子化対策事業であり、子育て世代からも大きな評価を受け、大村市の発展に貢献してきた。
- ☐ 保育所入所決定を直前に控えた今、無料化を廃止すれば、保護者の混乱を招き、市や議会に対する市民の信頼を損なう。
- ☐ 市は無料化を継続するために、公立保育所の民営化を2年続けて行って、その財源を捻出している。